

平成23年2月25日北海道告示第121号における「(仮称)瓜幕駅舎記念広場整備事業」(以下「本件事業」という。)の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法(以下「法」という。)第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当することから、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者は、地方公共団体であり、既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益

鹿追町は総合計画や「花と芝生のまちづくり」に基づき、公園・広場の整備を進め、これまで町内に20箇所の公園・広場の整備を進めてきているが、瓜幕地区には地域住民が憩える公園・広場がない状況となっている。

本件事業は、瓜幕地区において地域住民が憩い、子どもたちが自由に楽しめる広場の整備であり、これによって地域に交流の場が創出され、また、町が進める「花と芝生のまちづくり」の拠点施設として地域住民との協同による緑化など、良好な景観が創出されるとともに、瓜幕地区の既設の「道の駅うりまく」など、地域振興と連携した地域の活性化に寄与する施設としても位置づけられることから、本件事業により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

(2) 本件事業の施行により失われる利益

起業地の現況は未利用地であり、北側と西側が公道に接し、北側は公道を挟んで住宅地となっているが、東側と南側は雑木林・雑草地となっており、周辺環境への影響は少なく、これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと認められる。

(3) 本件事業の起業地

起業者は、周辺の環境、道路条件、土地の利用状況等を含め、利用者の利便性も考慮した2つの案を比較検討した上で選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

(4) 比較衡量

上記(1)から(3)までを踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、鹿追町の総合計画に合致し、「花と芝生のまちづくり」の拠点と位置付けられる施設であるとともに、瓜幕地区に住民が憩える公園・広場がなく地域からの要望も

多くあることから、できるだけ早期に施行する必要性が高いものと認められる。

本件事業に係る起業地の範囲は事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。